

令和4年 八潮市農業委員会10月総会 議事録

1 開催日 令和4年10月24日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所第2会議室

4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

10番 新井 孝美

4番 渋谷 稔

11番 臼倉 正浩

5番 荻野 恭子

12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹

15番 松田 淳一

9番 飯山 敏行

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地法第6条による農業生産法人の要件確認について

報告第5号 農地改良に係る届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局 皆さん、こんにちは。

事務局長は、前の仕事が間もなく終わりますので、それまで、私が代わって進行のほうを務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会10月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日は15名全員出席となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、今回も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しい中、10月の総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。今日はかなり寒くなりまして、もう完全に秋だなという感じがしますが、皆さん、健康には気をつけてお仕事に励んでください。

それから、昨日、大野委員と齋藤委員に東京国際フォーラムへ行ってもらいました。大変お疲れさまでした。委員会代表として行っていただき、大変ありがとうございました。

本日も最後までご協力、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、本日の傍聴者についてですが、1名いらっしゃいます。入室の許可につきまして、会長、お諮りくださるようお願いいたします。

○会長 本日の傍聴者は1名ということでございますが、皆さん、入室を許可してもよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○会長 ありがとうございます。それでは、傍聴者の入室を許可いたしますので、中にお入りください。

———— 傍聴者入室 ————

○事務局 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- ①八潮市農業委員会10月総会次第 A 4 横
- ②農業者年金普及資材の送付について (資料 - 1)
- ③肥料価格高騰対策のごあんない (資料 - 2)
- ④活動記録簿 (10月～11月分) 5 枚

以上、資料は4点となりますが、資料の漏れはなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいですか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、福岡達則委員、11番、白倉正浩委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長にお願いいたします。

○事務局 はい。

◎議案第29号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

譲受人は、〇〇在住のご覧の方で、こちらの譲受人は8月の総会で議案第25号-2でも農地法3条の許可を受けております。

譲渡人は、〇〇在住の記載の方でございます。

譲渡人なんですけれども、次第の15ページを見ていただくと、こちらは3条の届出の報告になりまして、今回、相続により農地を取得したということで、同時に3条の報告がきております。この中の土地の一部が今回3条許可申請ということで上がってきたものとなります。15ページのほうは、後で届出の報告のときに参考にご覧いただければと思います。

それでは、1ページに戻っていただきまして、申請地の土地の所在ですが、〇〇〇地内のご覧の8筆、地目のほうは、真ん中の〇〇-〇というところが畑なんですけれども、あとは全て田、現況地目も同様です。合計8筆で、合計面積〇〇〇平米となります。権利の内容につきましては、所有権の移転です。

申請事由につきましては、農業経営の充実を図るということで経営規模拡大、意思決定の根拠としまして、耕作人の経営面積は今回の申請地を含めまして〇〇〇平米となります。農業従事者はご夫婦と息子さん夫婦、合計4人おりまして、従事日数は4名合わせて540日になります。所有機械のほうはトラクター1台、耕耘機1台、田植え機1台、コンバイン1台、防除機2台などを所有しております、主にほとんど水稻で営農されているのですが、そのほか一部畑のほうでネギ、トマト、イチゴなどを作っております。

8月の総会のときにもちょっと申し上げましたが、〇〇〇の近くで小学生を対象にしましたふるさと体験教室といって、田植えから稲刈りまで経験していただく事業にも協力しているところでございます。

次に、場所のほうの説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。

市役所の〇側の出口を出まして〇折して、〇〇〇の方向に向かいます。〇〇〇ところで、車は真っすぐ行けないのですが、そこを真っすぐ進んで800メートルほど行きますと〇〇〇と合流する地点に達します。この〇側に〇〇〇がありますが、〇〇〇の〇側、ご覧のような場所になりまして、太い線で囲まれたところが今回の申請地となります。大きな一帯となっ

たところと、③、④とちょっと飛んでいるところになります。参考に、太い線で囲まれていない上のほうと右側になりますが、北側と東側の影になっているところは、譲受人が現在所有している水田となります。ですから、これとくっついて、効率的に営農していくことが可能になるのかなと想像できるところです。

現地の様子は1枚めくっていただいて、3ページ、このような状況になっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、これは3条なので、申請人、譲受人のほうを重要視するので、申請者の地区担当として10番の新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

17日に事務局から連絡があり、同日調査をしてまいりました。

写真を見たのとおり、耕耘もなされて、とてもきれいな状態でありました。また、周りの農地も見たのですが、とてもきれいな状態で、いつでも耕作できるような感じでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○11番（臼倉正浩委員） 11番、臼倉です。

3条ということなんですけれども、これは利用権設定という方法もあったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は見解として何かなかったのか、希望があったのか。

○事務局 事務局のほうからは、最初に3条の申請がきた時点で、特に利用権の設定とかその辺の説明をしてないところです。今回は売買なので、基盤強化促進法でもできないことはないんですけれども、まだ八潮市では例がなくて、正直、こちらの手続は多少増えるんですけれども、所有権移転であるなら、これまでどおり3条で特に問題もございませんので、相手側にどの方法でという話はしていません。

○11番（臼倉正浩委員） はい、ありがとうございます。

○議長 皆さん、ただいまの質問、分かりましたか、大丈夫ですか。

今の質問、基盤設定の……

○事務局 農業経営基盤強化促進法にのっとり農地のやり取りという方法もあります。普通、八潮市でやっているのは貸し借りなんですけれども、農業経営基盤強化促進法を基に売買される方法も選択肢としてはあるということです。

○議長 それだと3条ではなく、4条か何かになるのですか。

○事務局 農地法ではなく、農業経営基盤強化促進法に基づいてのこととなります

○議長 そうすると、農業委員会で審議するわけではないのですか。

○事務局 審議します。

○議長 分かりました。何かそういうやり方もあると。

11番の臼倉委員はよくそれを知っていましたね。

○11番（臼倉正浩委員） 自分がそういうやり方をしていたので。

○議長 なるほど。

ほかのご質問はありますか。

どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

この場所はたしか八潮市の公園予定用地になっていると思うんです。お聞きしたいのですけれども、公園自体の予定はどうなっていますか。

○事務局 まだ都市計画決定とか、そういうことはされていません。計画はありますが、少し前、この地域で住宅の申請がありましたけれども、まだそこまでいってなくて、今の状況だと申請箇所も作付はできる状況なので、申請内容に基づいて審査して、問題がなければ。

○9番（飯山敏行委員） いわゆる可能だと。

○事務局 そうですね。

○議長 ちなみに、太線で囲まれた以外の網かけの部分はいつ所有したのですか。何年前でしたか。

○事務局 おそらく平成25年頃だったかと思います。

○議長 平成25年、10年位前だね。そのときは私も農業委員になっていたのですけれども、1年作って、そのときに半分だか、反当5俵分くらいしか取れなかったとか何とかという話を聞いたんですね。2年目も途中までやっていたような気がします。植えなかったのかな、ただ、自分の記憶だと2年しかやってないという、2年しか作付はしてなかった記憶で、管理はちゃんとしていましたけれども。前回の10年前のときはそういう感じのやり方をする人だったです。

その辺も踏まえて、何かご意見、ご質問がございましたら。

ただ、この辺の田んぼは、もう作付はほとんどしていない感じがしますよね。

○10番（新井孝美委員） 私、担当なので半年に1回は必ず見えていますけれども、ここは先ほども言ったとおり、公園用地として地元説明会等も行われていて、ただ行政のほうの手続が滞ってしまっていて、説明を地域のコミュニティで受けているので、いつかは売れるものだと思うているから、あまり熱がないといいたいまいしょうか、どうせすぐ数年後には売却になってし

まうんだからということ。

○議長 作っている人自体が結構なお年なんです。跡継ぎの人もいなくて、3人くらい作っている人がいるんです、この辺、いたんですよね。そういう場所なので、その辺も考慮してあげたいかなという気がしますけれども。

それでは、採決に移ってよろしいでしょうか。

それでは、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第30号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、2件でございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

議案第30号-1、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、1件目でございます。

譲受人は、〇〇在住のご覧の法人となります。譲渡人も同じく〇〇、ご覧の方になります。

土地の所在は、〇〇、記載の土地でございまして、地目のほうは登記地目が田、現況地目が畑、〇〇〇平米の敷地となります。権利の内容は5年間の賃借権の設定となります。

次に、1枚めくっていただいて、5ページのほうをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

転用目的は資材置場です。申請理由としましては、譲受人は、現在この申請地の近くで利用している資材置場が900平米ほどの置場なんですけれども、そこをほかの三社、合計四社で間借りして使用している状況でして、あまり資材を持ち込むことができないため、単独でまとまった資材置場が使えるよう土地を探しておりました。ここで譲渡人さんと話がまとまりましたので申請に至ったということでございます。

資金計画・調達計画につきましては、造成工事ほか、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、それに見合った金融機関の残高証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、敷地周辺にブロック土留めを設置しまして、周辺の農地に被害が生じないようにするというところでございます。

次に、場所の説明をいたします。隣の6ページをご覧ください。市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇方向へ向かいます。〇〇〇に突き当たったところで〇折しまして、〇〇〇を〇方向に進んでまいります。ずっと行きまして、〇〇〇の手前約130メートルあたりで丁字路交差点に到達しまして、そこを〇折しまして〇〇〇を〇〇方向に進んでいきます。そして1つ目の信号を右折しますと〇〇〇に入りますが、そこで〇〇〇を1.2キロメートルほど〇に進んでいきますと〇〇〇のところに到達します。この〇〇〇の目の前の丁の字の交差点、〇〇〇のあるところでは、ここを〇折して〇方向に向かいまして90メートル行きますと、ご覧のような長方形の申請地に到達します。

次に、1枚めくっていただいて、7ページをご覧ください。こちらは土地利用計画図なんですが、この図面に向かって左側が北になります。南側のほうから計画地に入りまして、主に東側のほうは駐車場のほか、砂などの資材、反対側の西側のほうにはレンガ・タイル等を置くことになっております。地面のほうは砂利敷きで雨水浸透式となっております。そのほか八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づきまして関係各課と調整を済ませた後の計画となっております、斜線の部分は緑化計画区域となっております。

現地の様子は、隣の6ページのとおりなんですけれども、このようにまちづくり条例に基づきまして、現地には事業計画の案内板も立てられているところでした。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の3番、大野ヒロ子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○3番（大野ヒロ子委員） 事務局より連絡をいただきましたので、22日に現地へ行ってまいりました。

この土地は、以前から耕作放棄に近い状態の土地でありまして気になっていたところだったのですが、行って見ましたところ、きれいに整地されており、農地として問題はないかと思われまます。

ただ、1点気になるところは、道路より30センチくらい盛土がしてありまして、土が入れてあって高くなっているわけなんですけれども、その上にさらに砂を乗せるのかなとか、そういうことを考えたときに、この付近の状態、隣がたまたま駐車場で網目のフェンスはしてあるんですけれども、そこに新たにフェンスを作るということでした。そういったことがちょっと気になりましたけれども、現地の土地の状態はきれいに整地されております。

そして周りに農地はありません。それで隣は民家が東と西側に1軒ずつありまして、その民家の前の部分が、東側のほうは〇〇〇さんの駐車場になっておりまして、西側のほうは空き地となっております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と3番、大野委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○12番（鈴木 新一委員） 今説明をいただいて、2点ほど聞きたいと思います。

30センチ盛土されているということで、それが許されるのかということ、それが許されるのであれば、雨水対策で側溝を入れるとか何か必要だと思いますけれども、それについて、条件設定は、大丈夫でしょうか。

○議長 その辺、事務局で。

○事務局 まちづくり条例に基づく開発の手続をしておりますので、担当課で、盛土についても30センチ程度だったら恐らく問題にされてないんじゃないのかと思いますけれども、雨水につきましては、これは砂利敷きなので下に浸透するという事なので、これが下がアスファルトとかコンクリートなら排水施設を造るということになりますけれども、そういうことで、排水については道路治水課とかで確認の上認められる計画となっているところです。

○12番（鈴木 新一委員） もう一つ、すみません。5年の賃借権の設定なんですけれども、これは何か理由があるんですか。説明からすると、認められている限りは搬入できるようになっちゃうのかという感じなんですけれども、この5年にした何か理由はありますか。

○事務局 これは双方で決められたことだと思うんですけれども、特にそれについて質問はしておりません。双方で決められたものだと思いますので。

○議長 賃借権の年数は別に決まりはないのでしょから、双方お互いの話合いで決まったのかなというふうには思いますけれども。

それとこの30センチくらいの盛土というか、高さがあるのは、これは整地したときに土を盛ったのですか、それとももともと……

○3番（大野ヒロ子委員） そうですね、もう大分前に、恐らくそこらあたりも昔は田んぼだったんですかね、そういう……

○議長 元は田んぼかもしれないですけども、多分、その後、畑。

○3番（大野ヒロ子委員） その後に畑にするときに結構高く盛って、畑も貸し農園だったのですね。五、六年くらい前まで。それでその状態で畑として使っていたところです。

道路よりわずかに高い感じで、盛土という、土を入れてそういう状態ではなく、畑として使える程度の盛土、道路より高くなっているという状態です。

○議長 これは畑だと、以前ちらっと聞いたのですけれども、30センチまでいいはずですよ、畑。

○3番(大野ヒロ子委員) 厳密に測ってないですけども、大体イメージとしてなので、はっきり分からないんですが。

○事務局 大野委員が危惧されていたように、ちょっと耕作放棄地的になっていた時は畑のレベルはかなり高い状況だったんですけども、今回畑に戻す作業に入った際に、搬出しているので、昔あった畑の状態よりは道路面に近いくらいにはなっています。

それでも次第の7ページを見ていただくと、左手が北で、右手が南、左上が道路、市道があり、南側、右手のほうに八潮市道があるという土地なんですけれども、道路の高低差がありまして、この地図面、数字が小さいのですが、プラス900とか、プラス200とか、レベルが入ってまして、住宅があるほうが左です。北のほうが左になるので、住宅とあるほうがプラス900で、ちょっと高さ的にはあるかな。ただ、隣のお宅のほうもプラス770とかあるので、極端に隣の家から、900と770の差ですので、13センチくらい左側のほうはちょっと高い。真ん中のところに5メートルスロープを設ける土地の利用計画になっていて、南側に行くに従って土地を低くする。南側の市道のほうがレベルが低いものですから、敷地の中で高低差を設けるという計画になっています。

○3番(大野ヒロ子委員) そのままの土の状態、高低差をつけて、道路と。

○事務局 今のところにはまた砂利を入れて転圧していくと、仕上がりの際にはこの図面にあるものになってくるので、隣の住宅よりは13センチくらい高い。南側のほうに行くに従って低くなっていくという、したがって、南側の道路のほうがプラス35とかプラス30という。

○3番(大野ヒロ子委員) あ、そうなんですよね、道路自体が高低差がある。北側だとそんなに差がないんですけども、南側から見るとうんと差があるように見える。南側から出入りするということを考えると、ちょっと結構……

○事務局 南側の敷地はちょっと半分くらい低く設定して、敷地の中で5メートルくらいの坂道をつくって、あと奥、高いというのは……

○3番(大野ヒロ子委員) それで土はそのままだったんです。

○事務局 という状況です。

○議長 ありがとうございます。

あと周辺にブロック土留めを設置と書いてあるので、大丈夫かなというふうには思うんですけども。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

それでは、ないようですので、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請認定の件、2件目になります。

譲受人は、〇〇在住のご覧の法人となります。譲渡人は、〇〇〇在住のご覧の方です。

土地の所在は、〇〇〇内、ご覧の土地で、登記地目が田、現況地目が畑、地積は〇〇平米でございます。権利の内容は、所有権の移転です。次に、隣の10ページをご覧ください。申請地の概要につきましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場です。申請理由としましては、譲受人は、現在〇〇市内に使用している駐車場がありますが、こちらが手狭で社員が自分の車両と入れ替えて会社の車両を出し入れしている状況です。車両の入替え時には道路上に車が待機してしまうことも多く、危険を伴うとともに、近隣の交通にも迷惑をかけている状況があったため、駐車場用地を探しておりました。これまでの危険な状況を解消し、安全・安心に業務に取り組むため、本申請地を駐車場用地として取得したく申請したものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、造成費、土地購入費としましてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周辺への被害防除策としましては、周囲に農地はございませんが、敷地周辺にはコンクリート板柵土留めを設置しまして、近隣に被害が生じないようにということでございます。

次に、場所の説明をいたします。

1枚めくって11ページをご覧ください。

簡単に申し上げますが、〇〇〇の北側、ご覧のような場所になります。この申請地、実は接道してない土地でありまして、そのため、ここにちょっと細長く斜線で示した区域がありますけれども、ここの土地の所有者の方に土地を借りて、ここを通路として申請地に入ります、そのような計画となっております。

土地利用計画図は隣の12ページ、借地した通路から入りまして、4台ほど駐車するような計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、飯山敏行委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○9番（飯山敏行委員） 先日、申請地を見てまいりました。ここの申請地なんですけれども、写真を見ても分かるんですけれども、絵に描いたような畑といたしましうか、農地となって

おりました。

ちょっと背景を説明させてもらいたいと思うんですけども、ここは接道していない、孤立した土地で、なおかつ上の〇〇〇というところが駐車場となっていて、今は空きの状態で、その中で持ち主の方が亡くなられて、相続か何かで売りに出しているというようなうわさは聞いています。それに伴いまして、申請地は一緒に処分することになったと聞いています。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、飯山委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ちょっと飯山委員にお聞きしたいのですが、この譲渡人の方は農家をやってないじゃないですか。

○9番（飯山敏行委員） 譲渡人、〇〇さんですね。

○議長 ええ、やってないじゃないですか。お父さんか、その上のおじいちゃんが農家をやっていたのですか。

○9番（飯山敏行委員） やっていました。

○議長 どっちがやっていたの。

○9番（飯山敏行委員） お父さんです。

○議長 お父さんがやっていたの。

○9番（飯山敏行委員） お父さんは〇〇〇にお勤めしながらやっていました。暇なときではないですけども、お勤めの合間を見て、家庭菜園みたいなことはやっていました。

○議長 ほかに農地を持っているのですか。

○9番（飯山敏行委員） もともと農地は、〇〇と言って〇〇の〇〇〇とかですけども、もともと農家で、副業としてやっていて今のところに来たのですが、もともと農家なので、権利も十分持っていると思います。

○議長 分かりました。

何か質問はございませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について2件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について11件、報告第4号 農地法第6条による農地所有適格法人の要件確認について1件、報告第5号 農地改良に係る届出について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で、質問がございましたらお願いいたします。14ページから21ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようなので、転用等届出受理報告は終わりとします。

あとで気がつきましたら、最後のその他のときに質問していただきたいと思います。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が2件ございます。

まず、農業者年金普及資材の送付について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

埼玉県農業会議のほうから、毎年この時期にあるのですけれども、農業者年金普及資材の送付ということで、今年をご覧の衛生セットですか、コロナに配慮して、これが皆さんに2つつ届けられましたのでご査収ください。

こちらは、基本的にご自分で使われても結構ですし、農業者年金の話をしに行くときとかに誰かにあげても、使い方は自由ですので、ご自由にご使用ください。

これで引き続き普及活動のほうをよろしくということなんですけれども、改めて申し上げますが、誰かに入ってもらうのが目的ではありませんので、まず制度を知らない人をなくそうということなので、後でこんないい制度があるのに何で教えてくれなかったのかというこ

とをなくすために農業者年金を広めてください。もし何か分からないことがありましたら、声をかけていただければ、農業会議のほうでいつでも説明しにきますので、遠慮なく申し出てください、そういう内容になりますので、引き続き農業者年金の普及活動のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 取りあえずこれを持ってお話に、ちょこっとでも話しかければ、入る、入らないは別として普及活動となりますので、近くの方にお声をかけて、なるべくお声をかけていただきたいと思います。

次に、肥料価格高騰対策事業につきまして、本日は、都市農業課の臼倉係長に説明に来ていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○都市農業係長 よろしく申し上げます。

資料はこちらの「肥料価格高騰対策のごあんない」のリーフレットでございます。

埼玉県からリーフレットがまいりました。先月の農業委員会でも事務局長からお話があったと思いますけれども、肥料価格高騰に伴って、国から肥料購入費の支援があるということでございます。

支援の対象につきましては、今年の6月から来年5月までに購入した、もしくは発注した肥料が対象となります。

支援の内容でございますけれども、肥料価格高騰対策支援金を算出する式がありまして、上昇率が秋肥で40%ということでございます。11月の春肥については、また上昇率が改めて国から示されるということでございます。かつ、使用量低減率ということで、価格が高騰したことにより国が様々な取組をして、肥料を減らしていくという前提で0.9掛けをしております。計算しますと、使った肥料の14%が国の支援ということになります。

申請に必要なものにつきましては、下を書いてありますけれども、注文票でありますとか、領収書、請求書というものが必要となります。

これは条件がありまして、化学肥料低減に向けた2つの取組が必要であるということで、次のページに書いてあります。

化学肥料低減計画というものを提出する必要がございます。これは春肥と秋肥それぞれ別に出す必要がございます。こちらに作付面積、作付概要というふうに書いてありますけれども、作付面積の合計の半分以上の作付をしているものが主な作付でございますけれども、なかなか半分以上の作付はないということであれば、これに準ずる2つの作物を書いて、それであるその他ということで、作付面積を書いていただくということでございます。住所、氏名は、各農家さんのお名前、住所を書きます。

取組メニューでございますけれども、施肥の設計とか、いろいろ難しい取組がございます

けれども、エの堆肥の利用、キの有機質肥料の利用、こちらが一般的な農家さんが取り組んでいるのではないかと考えております。

次のページは、確認書という形で、コロナ禍、これは国の補助金なので、いろいろなことを確認しますということでこれをチェックしていただいて、最後に自筆で氏名を書いていただくというものがございます。

あとは次のページに、台紙ということで、領収書とか注文書とか、そういったものが申請に必要ですので、これをつけていただくということで、必要事項を書いていただいて、それで提出していただくということです。

次のページ以降はQ&Aでございますので、こちらは割愛して……、最後に、スケジュールでございます。

事業の説明会が10月19日ございまして、支援金の申請先は埼玉県肥料価格高騰対策協議会となり、申請期間は今月末から12月1日までとなります。

J Aさいかつにつきましては、この期間中にJ Aから肥料を購入した人へは個別に通知するそうです。申請につきましても、J Aからの購入分につきましては取りまとめていただけるようなので、J Aへ申請書を提出していただければと思います。ちょっと言い忘れましたが、6月から10月が秋肥で、11月から来年5月までが春肥ということで、それぞれ別に2回申請が必要になるということでございます。

その期間中にJ Aに肥料を頼まなかった方もいらっしゃると思います。その方につきましては、大塚会長が会長を務めます、八潮市環境保全型農業推進協議会で取りまとめて申請することを考えております。周知につきましては、農家組合長を通じて各組合員さんのほうに周知したいと考えております。

資料2の1ページにもどっていただいて、支援の内容のところに支援金算出の計算式がございまして。補助率は購入費の約14%でございます。例えば、肥料を10万円買った方への支援金はこの計算式で算出しますと約1万4,000円です。別に上限・下限はございませんので、購入した肥料代の約14%が支援金になるということでございます。説明は以上でございます。

今回、八潮市のほうでも農業経営者支援給付金ということで、もう既に締め切っておりますけれども、こちらは、原油価格の高騰・資材の高騰ということで、支援給付金を支給させていただいておりますが、これとはまた別のものがございますので、その辺、また該当する方は申請をしていただければと思います。

——— 委員より「締め切った」の声あり ———

○都市農業係長 農業経営者支援給付金は申請を締め切っており、87件の申請がございました。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。

取りあえず10万円かかったとしたら、その約14%、1万4,000円くらいの支援金がもらえるということです。それには申請書に領収書の提出と化学肥料低減に向けた取組、ここに1枚めくった2枚目のところの、これの計画2つをつけて提出するということです。

○9番（飯山敏行委員） 取組のほうの2つをやるわけですがけれども、その追いかけといいましょうか、例えばよくあるパターン、3年後に実績報告をなさいますとかというような、後から追いかけというのはあるんですか。

○都市農業係長 ございます。

○9番（飯山敏行委員） あるんですか。

○都市農業係長 取組実績を提出する必要がございます。

○9番（飯山敏行委員） では、そういうので、例えば一、二年後に何か書類を書いて写真か何かを添付とか、そういうような書類が必要になってくるのですか。

○都市農業係長 農協のほうはどういった書類が必要かというのは、ちょっと私どもは……

○9番（飯山敏行委員） 追いかけがあるということだけは知っていたほうがいい。

○都市農業係長 そうですね、ほとんどの方は農協で買っていますので、農協への申請のほうの方が多いかと考えています。

○9番（飯山敏行委員） それでは、八潮市環境保全型農業推進協議会のほうが窓口ではなくて、ほとんどの方は農協が窓口になるということですか。

○都市農業係長 そうなると想定しています。

追いかけと言っても、メニューのなかから2つ取り組みますとしたときに、メニューを取り組んでいますよということで、堆肥等を購入して写真を撮ったり、領収書を提出したりということになります。

○議長 今月までの肥料につきましては、来月中に申請を出すのですか。

○都市農業係長 農協につきましては、来月期限ということで日にちはまた農協のほうからご案内があると思います。

○議長 春用は来年の5月までということなんですか。

○都市農業係長 そうです、来年の5月までに使ったものを、6月に申請していただくことになります。

○議長 支払いが別々に支払うという形になるのですか。

○都市農業係長 そうです。今のところは秋肥と春肥で分けて申請ということで通知がきています。

○議長 期間はいつまでということになるのですか。

○都市農業係長 対象の期間は、1枚目の一番下にございますとおり、本年の秋肥は令和4年6月から10月に注文した分、来年春肥は令和4年11月から令和5年5月に注文した分となってい

ます。

○議長 来年の5月までですね。

○7番（福岡達則委員） ということは、今回注文して届いた肥料と、これから注文して春にくる肥料が対象ということですね。

○議長 来年5月までに買った肥料について全部対象になるわけでしょう。

○都市農業係長 そうです。

○議長 ということは、秋肥料と春肥料を一遍にまとめて出してはいけないのですか。

○都市農業係長 今のところ、県は別々の申請で、まずは秋肥の締切りを設けているので、それにあわせて出していただければと思います。

○7番（福岡達則委員） あと一ついいですか。

○議長 はい、どうぞ。

○7番（福岡達則委員） 春肥と秋肥の線引きの日付ってあるんですか。

○都市農業係長 リーフレットに書いてありますとおり、10月の末までが秋肥、11月1日から春肥です。これは買っただけでなく、使用するという前提でございます。

○7番（福岡達則委員） でも、使用する予定でいても、使用しないこともあるじゃないですか。例えば、石灰窒素を買ったんだけど、雨がなくて石灰窒素を振れなかったから、化成で補った。そういうパターンもあるから、買って、全部使い切るということはないから。

○議長 全員がそうかとは限らないけれども、1回1回の分だけしか買わないという人はあまりいないと思うんだよね、結構まとめて買う人が多い。

○7番（福岡達則委員） まとめて買っちゃって、それで化成は結構使うけれども、春肥の分は結構残っちゃうので、徐々に使っています。

○議長 石灰窒素なんて3年くらい使ってない。

○7番（福岡達則委員） 使い方はそのときによって違うので。

○議長 その辺はどうなんでしょうか。

○7番（福岡達則委員） 別に転売しなきゃいいんじゃないの、自分の家で使う分には。

○都市農業係長 買っただけでなく、使用する肥料が対象です。

○議長 何かほかに質問は。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、肥料価格高騰対策につきましては以上といたします。

ありがとうございました。

それでは、最後に、次回の日程について、事務局より説明がございます。

○事務局 次回は令和4年11月24日木曜日になります。午後2時より、八潮メセナ3階の会議室1.2での開催になりますので、ご注意ください。

出席人数につきましては、この先の状況で判断しまして、開催通知の送付の際にお知らせしますので、よろしく申し上げます。

それと本日もちよっと肌寒さを感じるようになりましたけれども、市役所における夏場のクールビズ、軽装での服の期間も今月で終わりとなりますので、来月の総会からは皆さんも市役所に合わせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上になります。

○議長 ただいま事務局より11月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席を降ろさせていただきたいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。

また、私、今日は、ほかの公務と重なりまして会議に遅れましたこと、この場をお借りしましておわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

また、議事の円滑な進行には委員の皆様にご協力いただきまして、慎重ご審議、大変ありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中を八潮市農業委員会10月総会にご出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

行政からの支援給付金の申請をされた方も多いと思うんですけれども、ただいま臼倉係長から言われたのは県のほう支援金の申請がこれからあるようでございます。

皆さんも資材高騰、肥料高騰には憂慮されているところであろうかと思えます。昔であれば、むしろ旗であり、しゃもじの出番かと思えます。大昔のことでございますけれども、高田馬場から早大正門前までバスが運行されておりました。現在も運行されていることと思えます。私はそのとき当事者でなかったのですが、バス代が5円から10円に値上がりするということになりました。早稲田の学生がデモをした、そういうことがございました。今の貨幣価値とはちょっと違うのですが、5円から10円に値上げしたということで大騒ぎになったということが一時話題になりました。そういうこともございます。

世の中、おまえも値上げかということで、値上げ、値上げのラッシュでございますけれど

も、皆様、これから寒くなりますので、ご自愛いただいて活躍いただければと思います。

以上をもちまして、八潮市農業委員会10月総会を閉会といたします。

○**事務局長** 小早川会長代理、どうもありがとうございました。

以上で八潮市農業委員会につきましては閉会となります。ありがとうございました。

閉会 午後3時10分